

[illegible][illegible]

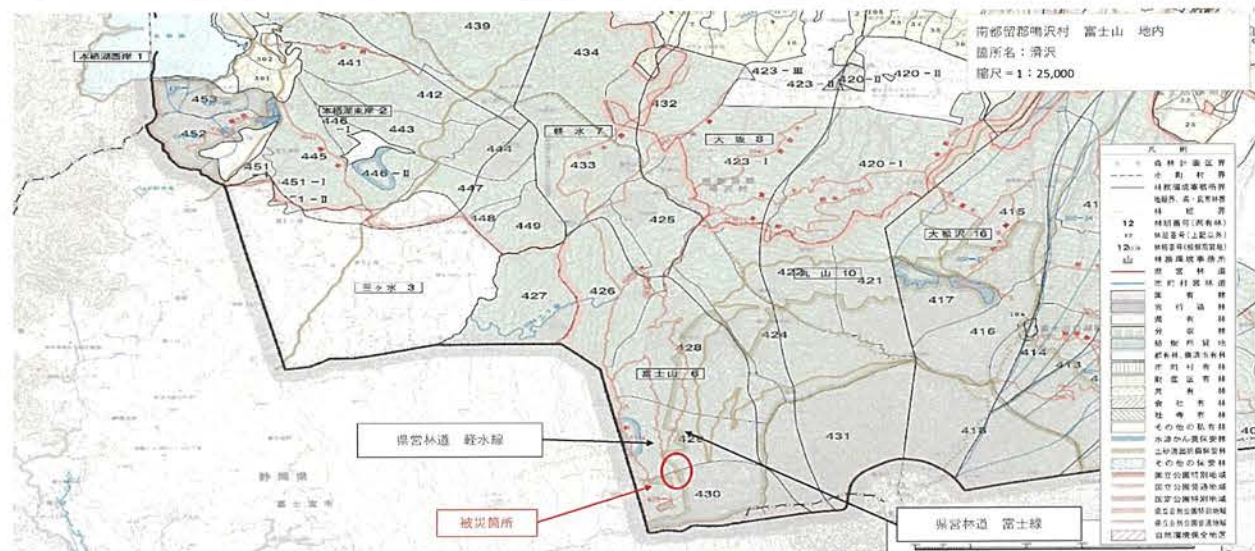
※1:加算点は、小数第4位を四捨五入し第3位まで表示
加算点=(得点/最高得点)×

※2:評価値は、小数第4位を四捨五入し第3位まで表示

学 識 経 験 者 の 意 見 聴 取		
氏 名	意見聴取	意見聴取日
	不 要	令和 年 月 日
	不 要	令和 年 月 日

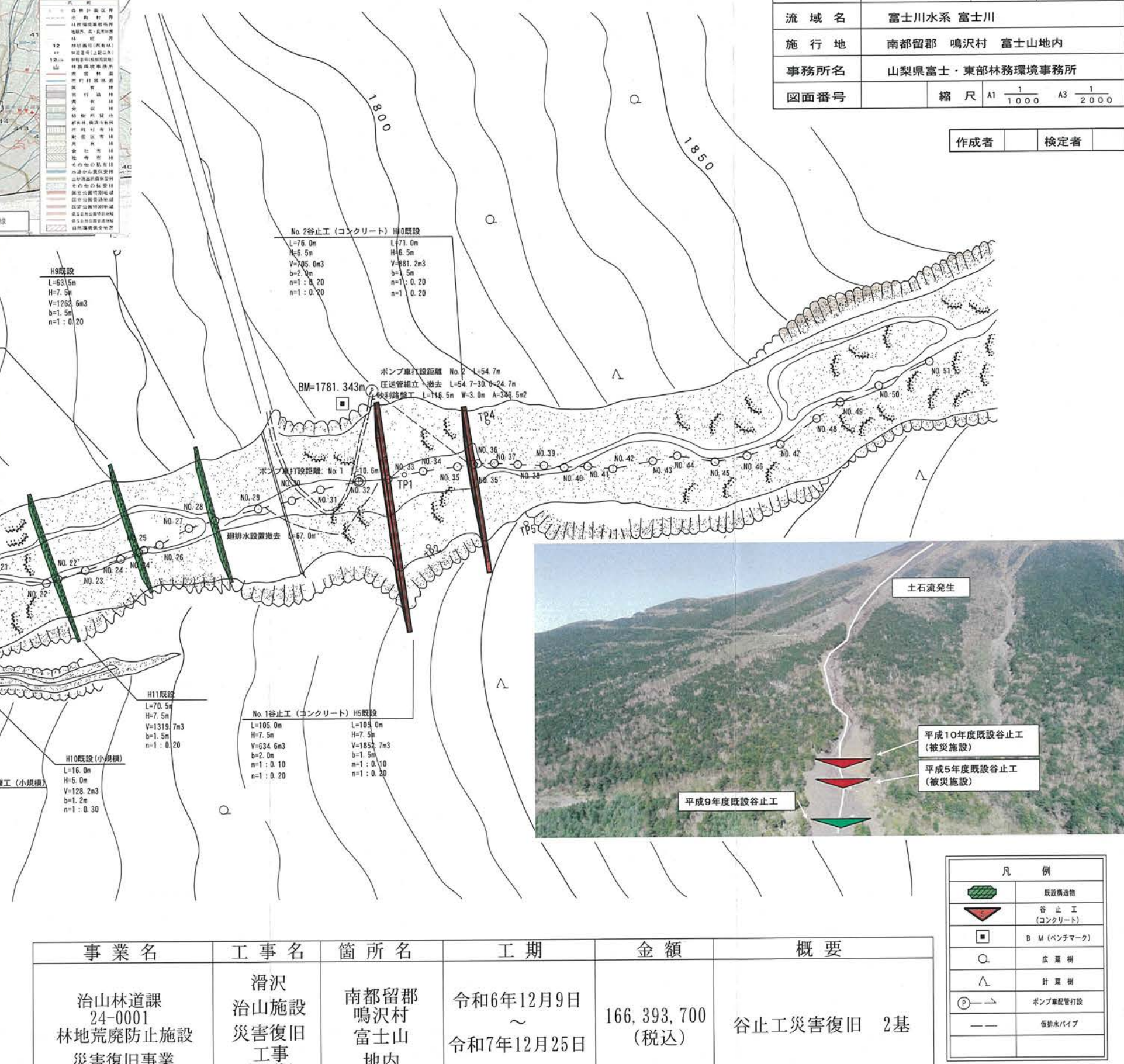
滑沢治山施設災害復旧工事(明許)位置図

総合評価(特I):滑沢治山施設災害復旧工事(明許)



事業名	林地荒廃防止施設災害復旧事業		
図面種別	平面図		
箇所名	滑沢	施行年度	令和6年度
流域名	富士川水系 富士川		
施行地	南都留郡 鳴沢村 富士山地内		
事務所名	山梨県富士・東部林務環境事務所		
図面番号	縮尺	A1 1/1000	A3 1/2000

作成者	検定者
-----	-----



事業名	工事名	箇所名	工期	金額	概要
治山林道課 24-0001 林地荒廃防止施設 災害復旧事業	滑沢 治山施設 災害復旧 工事 (明許)	南都留郡 鳴沢村 富士山 地内	令和6年12月9日 ～ 令和7年12月25日	166,393,700 (税込)	谷止工災害復旧 2基

凡 例	
	既設構造物
	谷止工 (コンクリート)
	B M (ベンチマーク)
	広葉樹
	針葉樹
	ポンプ車打設
	仮排水パイプ



コンクリート	堤体(補修部分)+堤体(増厚部)+同時コンクリート	234.1 + 400.5 + 0.6 =	635.2	m3
型枠(木製型枠)	堤体+同時型枠-撤除分	958.1 + 0.8 - 12.1 =	946.8	m2
型枠(鋼製)	堤体+型枠分	3.5 + 11.1 =	14.6	m2

正面図 No. 1谷止工 (コンクリート) 構造図

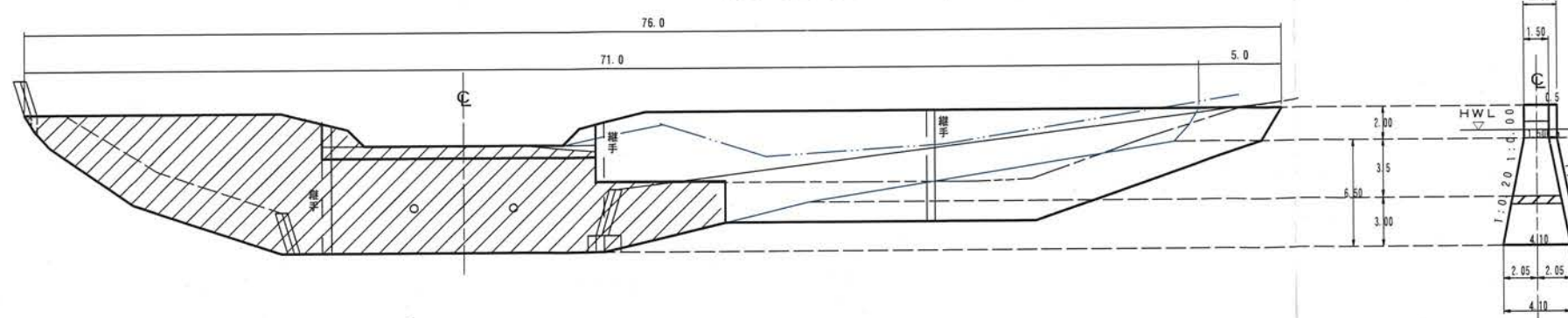


断面図



断面図

No. 2谷止工 (コンクリート) 構造図



コンクリート(打設)	堤体(補修部分)+同時コンクリート+増厚分	475.2 + 1.1 + 229.8 =	706.1	m3
型枠(本体型枠)	堤体+同時型枠-撤除分	708.1 + 0.6 - 79.3 =	629.4	m2
型枠(鋼製)	堤体+型枠分	5.6 + 76.2 =	81.8	m2

抽 出 事 案 説 明 書

部局名 県土整備部

担当課（事務所）名 治水課下水道室

入札方式	一般競争入札（総合評価落札方式）（事前審査）
工事名	峡東浄化センター沈砂池設備更新機械工事（一部債務）
契約番号	治水課-24-0030
工事概要	No. 3沈砂池流入ゲート 1 門 No. 3沈砂池流出ゲート 1 門 No. 3粗目スクリーン 1 基 No. 2細目スクリーン 1 基 No. 3細目スクリーンかすかき揚げ機 1 台 スクリーンかす搬出機 1 台 No. 3集砂装置 1 池 No. 3揚砂機 1 基 集砂水ポンプ 1 台 圧力水ポンプ 1 台 No. 2ポンプ井攪拌機 1 台 圧力水切替弁 2 台 予定価格 469,667,000円（消費税含む）
入札参加資格	○本店所在地・・・指定なし ○競争入札参加資格・・・山梨県に於ける建設工事（機械器具設置工事）の入札参加資格を有する者で、令和6年4月1日の直前に終了する事業年度を対象とした経営審査の機械器具設置工事に係わる総合評定値が1,000点以上の者（特定建設業許可を要する） ○企業の施工実績・・・沈砂池設備工を含む請負金額1億円以上の下水道の機械器具設置工事。ただし、元請として請負い平成21年4月1日から入札参加資格締切日までに完成している工事。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものとし、企業体の施工実績を各企業の施工実績として扱う。

	○配置予定技術者の資格・・・機械器具設置の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を保有する者 ○配置予定技術者の施工実績・・・沈砂池設備工を含む請負金額１億円以上の下水道の機械器具設置工事
入札参加資格設定の経緯及び理由	・ 予定価格が３億円以上であることから予定価格と工事難易度より、「総合評価落札方式簡易型（事前審査）」での一般競争入札とした。 ・ 本店所在地は指定なしとし、参加資格を山梨県に於ける建設工事（機械器具設置工事）の入札参加資格を有する者で、令和６年４月１日の直前に終了する事業年度を対象とした経営審査の機械器具設置工事に係わる総合評定値が１，０００点以上の者（特定建設業許可を要する）とした。 ・ 企業の施工実績は、沈砂池設備工を含む請負金額１億円以上の下水道の機械器具設置工事とした。 ・ 予定価格が８千万円以上であることから、配置予定技術者の資格を必要とした。 ・ 予定価格が３億円以上であることから、配置予定技術者の施工実績を必要とした。
入札参加業者数	応札可能業者 ４３者 参加業者 １者、応札業者 １者
参加資格によって無資格とされた業者がいた場合の無資格理由の説明	無資格者：なし
入札の経緯及び結果の説明 （入札経過（結果）の添付）	応札業者は１者であり、当該応札業者は入札参加資格の条件を満たしているため、落札とした。 落札率 ９９．７７％

一般競争入札参加業者「審査整理表」

No.1

工事場所 山梨県笛吹市石和町東油川地内

(標準タイプ)

工事名 峡東浄化センター沈砂池設備更新機械工事（一部債務）

予定価格:469,667,000円

資格有り ・ 資格無し の別	業 者 名	所 在 地	総合評定値 又 は 総合数値	同 種 工 事 の 施 工 実 績	配 置 予 定 技 術 者 の 資 格 ・ 経 験	左 記 以 外 の 入 札 公 告 で 示 した 規 定 に 対 する 判 定
有	1 前澤工業（株）	埼玉県	1,358	A	A	A

コンテンツ

情報公開TOP

様式配布・公告

様式配布

資格審査の公示

公共事業関連の情報

各種情報公開

指名停止公表

業者関連情報

建設業許可業者名簿

有資格者名簿

経営事項審査結果一覧

成績評定

入札関連情報

年間発注見通し

入札公告

入札経過・結果

質疑関連情報

質疑応答

回答検索

よくある質問

FAQ

リンク

山梨県公共事業ポータルサイト

電子入札

入札参加資格申請

山梨県庁のページ

入札監視委員会

ポイント

契約番号(工事番号)

入札結果決定日時

工事名称

履行場所

履行期間

予定価格(税込み)

入札書比較価格(税抜き)

低入札調査基準価格(税抜き)

入札方式

入札結果

落札業者名

決定額(税込み)

選定理由等

治水課-24-0030

令和 6年12月17日 10時 7分

峡東浄化センター沈砂池設備更新機械工事(一部債務)

笛吹市 石和町東油川 地内

令和 6年12月23日-令和 9年 3月15日

469,667,000 円

426,970,000 円

384,240,285 円

総合評価一般競争入札

落札決定

前澤工業(株)

落札された入札価格+消費税(契約後に契約内容で公表)

[予定価格積算内訳\(公表用設計書\)](#) (2024000953200030file101.lzh)

[審査整理表「一般競争入札参加業者」](#) (shinsa24-0030.pdf)

[評価調査](#) (hyouka24-0030.pdf)

No.	入札業者名	第1回入札	
1	前澤工業(株)	426,000,000 円	

備考

<注意事項>

- 各業者の入札価格は、税抜きの価格です。
- 入札価格が空欄の業者は入札に参加しなかった業者です。
- 総合評価方式以外の入札において、落札金額より低い価格の入札は最低制限価格未満であり、落札者としていません。
- 履行期間については予定期間であり、入開札の状況により変更になる場合があります。
- 一般競争入札で参加資格を開札後に確認する事後審査型については、落札候補者のみ参加資格を確認しております。詳しくは、選定理由等に添付されている「審査整理表」をご確認ください。

[契約内容へ](#)
[質問一覧へ](#)

別紙 総合評価落札方式 公告個別事項

工 事 名		峡東浄化センター沈砂池設備更新機械工事（一部債務）				
工 事 番 号		治水課-24-0030				
案 件 の 種 別		県内下請活用審査型	総 合 評 価 の 種 類		簡易型（事前審査）	
評 価	評 価 項 目		技術評価様式	適用	点数	評価内容（個別事項）
基 準	施工計画	施工上の課題①	様式5-1	○	10	本工事は供用中の沈砂池設備更新にかかる機械工事であり、既存設備が密集している狭所での作業となり、既存設備や土木施設が損傷すると、下水処理の停止に繋がる恐れがある。そのため、既存設備等への損傷防止に対する工夫について記載すること。
		施工上の課題②	様式5-2	○	10	供用中の設備更新工事であるため、設備の停止は必要最低限にする必要がある。そのため、既設設備の撤去、新設設備の据付、機器調整及び試運転において、停止期間を短縮するための工夫や不測の事態に備えた対応等について記載すること。
	配置予定技術者	技術者の資格	様式3	-	-	
		技術者の同種工事の施工実績	様式3	○	2	沈砂池設備工を含む請負金額4億6千万円以上の下水道の機械器具設置工事の施工実績
		優良技術者表彰	不要	○	1	
		技術者の工事成績	不要	○	4	
		継続教育(CPD)	様式13	○	1	
	技術者のヒアリング	技術者の専門技術力	不要	-	-	
		当該工事の理解度・取り組み姿勢	不要	-	-	
		技術者のコミュニケーション能力	不要	-	-	
	企業の施工実績	企業の同種工事の施工実績	様式2	○	2	沈砂池設備工を含む請負金額4億6千万円以上の下水道の機械器具設置工事の施工実績
		企業の工事成績	不要	○	4	
		優良工事表彰	不要	○	3	
		事故及び不誠実な行為	不要	(減点)		
		ISO認証取得状況	様式9	○	1	
	企業の施工技術	ICT施工技術の活用	様式27	-	-	
	企業の信頼性・社会性	近隣工事会社実績	様式4	○	3	山梨県内における下水道の機械器具設置工事の施工実績
		近隣工事技術者実績	様式4	○	1	山梨県内における下水道の機械器具設置工事の施工実績
		若手技術者の育成	様式22	○	2	
		技能者の登録	様式23	○	2	
	評価点数合計				46	
	加算点				30	
	加算点（県内下請）		様式15	○	6	本工事における「技術評価様式15」に示す各工種について、山梨県内に本店のある企業を下請として活用する計画がある場合に加点する。 3工種あり「6点」、2工種あり「5点」、1工種あり「3点」、計画なし「0点」
	加算点合計				36	

技術評価資料作成要領

共通

簡易型
・特Ⅱ
簡易型
のみ

総合評価方式により実施する工事は、次表の「評価項目、評価基準及び評価点」に基づき参加申請者を評価するので、内容を確認の上、間違えないように作成すること。

◎:必須 ○:選択 ー:対象外

「1」企業の技術力について

(1) 施工計画

評価項目(提出様式)	評価基準	評価点	通常型			施工体制(解体)			施工体制(舗装)			県内 下請 活用 審査
			特Ⅰ	特Ⅱ	簡易	特Ⅰ	特Ⅱ	簡易	特Ⅰ	特Ⅱ	簡易	
1-1-1 「公告個別事項」に示す 施工計画 (技術評価様式5-1)	施工計画1項目※ 現場条件を踏まえ適切であり、重要な項目が記載され、 工夫が見られる	10										
	現場条件を踏まえ適切であり、工夫が見られる	5	ー	ー	◎	ー	ー	◎	ー	ー	◎	◎
	現場条件を踏まえ適切である	0										
	未記入、または不適切である	欠格										
1-1-2 「公告個別事項」に示す 施工計画 (技術評価様式5-2)	施工計画2項目※ 現場条件を踏まえ適切であり、重要な項目が記載され、 工夫が見られる	10										
	現場条件を踏まえ適切であり、工夫が見られる	5	ー	ー	○	ー	ー	○	ー	ー	○	○
	現場条件を踏まえ適切である	0										
	未記入、または不適切である	欠格										

(1) 施工計画(特に技術力を評価する必要がある場合)

評価項目(提出様式)	評価基準	評価点	通常型			施工体制(解体)			施工体制(舗装)			県内 下請 活用 審査
			特Ⅰ	特Ⅱ	簡易	特Ⅰ	特Ⅱ	簡易	特Ⅰ	特Ⅱ	簡易	
1-1-1 「公告個別事項」に示す 施工計画 (技術評価様式5-1)	施工計画1項目※ 現場条件を踏まえ適切であり、重要な項目が記載され、 工夫が見られ、効果がある	20										
	現場条件を踏まえ適切であり、重要な項目が記載され、 工夫が見られる	15										
	現場条件を踏まえ適切であり、工夫が見られ、効果がある	10	ー	ー	◎	ー	ー	◎	ー	ー	◎	◎
	現場条件を踏まえ適切であり、工夫が見られる	5										
	現場条件を踏まえ適切である	0										
	未記入、または不適切である	欠格										
1-1-2 「公告個別事項」に示す 施工計画 (技術評価様式5-2)	施工計画2項目※ 現場条件を踏まえ適切であり、重要な項目が記載され、 工夫が見られ、効果がある	20										
	現場条件を踏まえ適切であり、重要な項目が記載され、 工夫が見られる	15										
	現場条件を踏まえ適切であり、工夫が見られ、効果がある	10	ー	ー	○	ー	ー	○	ー	ー	○	○
	現場条件を踏まえ適切であり、工夫が見られる	5										
	現場条件を踏まえ適切である	0										
	未記入、または不適切である	欠格										

※「公告個別事項」に示す施工計画について、該当する様式に必要項目を記入し、資料を添付の上、提出すること。

※ 評価項目は、下記対象項目の中から1項目または2項目選択し、「公告個別事項」に示す。

- ① 工程管理に係わる項目
- ② 品質確保に係わる項目
- ③ 施工上の課題に係わる項目
- ④ 安全管理に係わる項目
- ⑤ 施工上配慮すべき項目

資料作成に係る留意事項

〔技術評価様式5-1、5-2〕※公告に添付された様式を使用すること。

- 1) 施工計画の記載にあたっては、工事の特徴、現場条件等を考慮した記載をすることし、実施内容が曖昧な表現は避けること。
- 2) 評価項目に対する提案数は、優先度の高いものの順に提案1から記載し、最大3提案までとする。これを超える提案については評価しない。
- 3) 施工計画の評価は1提案ごとに評価し、合計して評価点を算出する。
- 4) 必要に応じ説明図表、写真を添付することとするが、様式を含めA4版2枚以内とすること。
- 5) 3提案とも未記入、または不適切な提案の場合は、「欠格」とする。

(2) 配置予定技術者の能力

評価項目(提出様式)	評価基準	評価点	通常型			施工体制(解体)			施工体制(舗装)			県内 下請 活用 審査
			特Ⅰ	特Ⅱ	簡易	特Ⅰ	特Ⅱ	簡易	特Ⅰ	特Ⅱ	簡易	
1-2-1(1) 資格 (技術評価様式3) ※解体工事、舗装工事以外で、 かつ予定価格が8千円未満 の工事	1級土木施工管理技士等(※1)又は同等以上の資格(※2)を有する者	1										
	上記以外の工事施工等に係わる資格	0	ー	○	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	○
1-2-1(2) 資格 (技術評価様式3) ※施工体制評価型(解体工事) の場合	1級土木施工管理技士又は同等以上の資格(※2)を有する者で、かつ 解体工事施工技士(※3)	2										
	1級土木施工管理技士又は同等以上の資格(※2)を有する者(※5) 上記以外の工事施工等に係わる資格	1 0	ー	ー	ー	◎	◎	ー	ー	ー	ー	ー

7

解体用アタッチメントについて

- 1) 自社保有の場合は、会社名等が確認できる固定資産課税台帳又は償却資産課税台帳の写しを添付すること。
 - 2) リース契約の場合は1年以上のリース期間があることとし、その契約書の写しと会社名等が確認できる固定資産課税台帳又は償却資産課税台帳の写しを添付すること。
- ※ 技能者及び自社保有機械については複数提示することは可能であるが、技能者の途中での変更は、死亡、傷病又は退職等、果が認められる理由のほかは、原則として認めない。また、当該理由を除き、申請した自社雇用技能者若しくは自社保有機械のいずれかの配置が履行できない場合、または自社雇用技能者と自社保有機械の両方の配置ができない場合は、工事成績評定を3点減ずる。

(6)-2 企業の施工体制の評価 (アスファルト舗装工事 (施工体制評価型))

評価項目	評価基準	評価点	通常型			施工体制(解体)			施工体制(舗装)			県内 下請 活用 率
			特I	特II	簡易	特I	特II	簡易	特I	特II	簡易	
1-6-2-1 自社雇用の技能者配置状況 (技術評価様式18)	当該工事に1人以上の自社雇用の技能者を従事	1	—	—	—	—	—	—	◎	◎	◎	—
	その他	0	—	—	—	—	—	—	◎	◎	◎	—
1-6-2-2 自社保有機械の配置状況 (技術評価様式18)	自社保有のアスファルトフィニッシャーで施工	1	—	—	—	—	—	—	◎	◎	◎	—
	その他	0	—	—	—	—	—	—	◎	◎	◎	—

評価基準について

「山梨県「アスファルト舗装工事」(施工体制評価型)総合評価実施要領」に基づき、以下の舗装工事の施工体制が確保される場合は、評価するものとする。

- ① 自社雇用の技能者を当該工事現場に配置し、路盤工(敷均し、転圧)、またはアスファルト舗装工(敷均し、転圧)のいずれかの重機運転作業に従事可能である。
- ② 自社保有のアスファルトフィニッシャーを当該工事現場に配置して施工が可能である。

【技術評価様式18】の添付書類

項目①が「有」の場合

- 1) 配置予定技能者(オペレーター)と企業との直接的かつ恒常的な雇用関係(入札参加の申し込みを行った日以前に3ヶ月以上の期間、継続した雇用関係があること。)を証明するもの(健康保険被保険証の写しなど)を添付すること。
- 2) 労働安全衛生法第61条による技能講習修了証(車両系建設機械:整地・運搬・掘削)の写し(裏・表)。
または、労働安全衛生法第59条による特別教育修了証(締固めローラー運転業務)の写し(裏・表)を添付すること。
- 3) 運転免許証(大型特殊免許)の写し(ただし、入札参加資格申請締切日時点で有効なものに限る。)を添付すること。

項目②が「可」の場合

- 1) 自社保有機械を配置可能な場合は車検証の写し。車検証がない機械(クローラ式・カタピラ式)の場合は、会社名等が確認できる固定資産課税台帳又は償却資産課税台帳の写しを添付すること。
 - 2) リース契約の場合は1年以上のリース期間があることとし、その契約書の写しと車検証の写しを添付すること。なお、車検証がない機械(クローラ式・カタピラ式)の場合は、会社名等が確認できる固定資産課税台帳又は償却資産課税台帳の写しを添付すること。
- ※ 技能者及び自社保有機械については複数提示することは可能であるが、技能者の途中での変更は、死亡、傷病又は退職等、果が認められる理由のほかは、原則として認めない。また、当該理由を除き、申請した自社雇用技能者若しくは自社保有機械のいずれかの配置が履行できない場合、または自社雇用技能者と自社保有機械の両方の配置ができない場合は、工事成績評定を3点減ずる。

「2」企業の信頼性、社会性

(1) 地域精通度

評価項目	評価基準	評価点	通常型			施工体制(解体)			施工体制(舗装)			県内 下請 活用 率
			特I	特II	簡易	特I	特II	簡易	特I	特II	簡易	
2-1-1 近隣地域での施工実績 (企業) (技術評価様式4) <注1>	実績あり	3	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	実績なし	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2-1-2 近隣地域での施工実績 (配置予定技術者) (技術評価様式4) <注1>	実績あり	1	—	◎	◎	—	◎	◎	—	◎	◎	◎
	実績なし	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2-1-3(1) 本店所在地 (資料提出不要) ※入札参加資格が 「土木一式工事」以外の場合 <注1>	工事箇所と同一の市町村内に本店を有する	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	工事箇所と同一の建設事務所管内に本店を有する	1	—	—	—	◎	◎	◎	◎	◎	◎	—
	その他	0	◎	◎	◎	—	—	—	—	—	—	—
2-1-3(2) 本店所在地 (資料提出不要) ※入札参加資格が 「土木一式工事」の場合 <注1>	工事箇所と同一の建設事務所(支所も含む7エリア)管内かつ同一の市町村内に本店を有する	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	工事箇所と同一の建設事務所(支所も含む7エリア)管内に本店を有する	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

* 各評価項目の評価方法等については<注1>を参照のこと。

資料作成に係る留意事項及び添付書類

【技術評価様式4】

※「山梨県公共事業ポータルサイト」>情報公開サービス>様式配布>入札公告資料」に掲げる最新の様式を使用すること。

- ・ 技術評価様式2、技術評価様式3の資料作成に係る留意事項を参照のこと。

(2) 地域貢献度

評価項目	評価基準	評価点	通常型			施工体制(解体)			施工体制(舗装)			県内 下請 活用 率
			特I	特II	簡易	特I	特II	簡易	特I	特II	簡易	
2-2-1(1) 災害協定の締結 (技術評価様式11) <注1> ※入札参加資格が 「土木一式工事」、「舗装工事」 以外の場合	協定の締結あり	2	—	—	—	◎	◎	◎	—	—	—	—
	協定の締結なし	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2-2-1(2) 災害協定の締結 (技術評価様式11) <注1> ※入札参加資格が 「土木一式工事」、「舗装工事」 の場合	① 「災害時における応急対策業務に関する基本協定」 (「(一社)山梨県建設業協会」の締結あり)	2	◎	◎	◎	—	—	—	—	—	—	—
	② 上記①以外の山梨県地域防災計画に掲載される各種協定の締結あり	1	—	—	—	◎	◎	◎	—	—	—	—
	③ 対象協定の締結なし(上記①、②以外)	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2-2-2 災害協定の締結(広域応援) (技術評価様式11) <注1>	協定の締結あり	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
	協定の締結なし	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2-2-3 防疫対策協定の締結 (技術評価様式11-1) <注1>	協定の締結あり	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
	協定の締結なし	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2-2-4 土木施設等緊急維持修繕業務委託の実績 (技術評価様式11) <注1>	受託実績あり	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
	受託実績なし	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2-2-5 道路除雪業務委託の実績 (技術評価様式11) <注1>	受託実績あり	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
	受託実績なし	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

10

<注1> 各評価項目の具体的な内容

評価項目	評価内容	評価対象期間等
1-2-2 同種工事の施工実績 (配置予定技術者)	「公告個別事項」に示す工事の施工実績 但し、元請けとして請負い、平成21年4月1日以降に完成した工事(なお、共同企業体の構成員の場合は出資比率が20%以上のもの) ・共同企業体で請け負った工事の各構成員の施工実績[工事内容(構造・規模など)]については、共同企業体の施工実績を各構成員の施工実績として扱う。 ・共同企業体で請け負った工事の各構成員の施工実績[工事金額]については、共同企業体の工事金額に各構成員の出資比率を乗じて得た金額を施工実績として扱う。	元請けとして請け負い、平成21年4月1日から当該工事の入札参加資格申請締切日までに完成している工事。 ※個別事項2を参照
1-2-3 優良工事技術者表彰	・山梨県が実施する「住みよい県土建設週間」における知事表彰で優良工事技術者表彰の受賞の有無 ・工種は問わない	過去3ヶ年度及び当該年度(当該年度は当該工事の入札参加資格申請締切日以前に受賞した場合) 優良工事の評価要件を満たす対象工事は、※個別事項1を参照
1-2-4 工事成績 当該業種での工事成績 評定点の平均点 (配置予定技術者)	山梨県発注工事で主任技術者、監理技術者として最終登録された工事における当該工事と同一業種(建設業法第2条第1項に掲げる業種)の工事成績評定点の平均点(小数点以下切り捨て)。 なお、共同企業体で実施した工事成績も対象とする。 ただし、評価対象は、山梨県電子入札システムにより発注した工事に限る。(紙入札により発注した工事は除く。)	過去2ヶ年度に完成したもの及び当該年度においては当該工事の公告日の前々月末までに完成している工事 ※個別事項2を参照
1-2-5 継続教育(CPD)の取組状況	建設系CPD協議会及び建築CPD運営会議に属する団体の当該工事の履行に係る国家資格の継続教育に限ることとし、各認定団体の推奨単位以上の証明がある場合に評価する。	公告日から過去1年以内に証明期間の一部が含まれていること。※個別事項3を参照
1-4-1 同種工事の施工実績 (企業)	「公告個別事項」に示す工事の施工実績 但し、元請けとして請負い、平成21年4月1日以降に完成した工事(なお、共同企業体の構成員の場合は出資比率が20%以上のもの) ・共同企業体で請け負った工事の各構成員の施工実績[工事内容(構造・規模など)]については、共同企業体の施工実績を各構成員の施工実績として扱う。 ・共同企業体で請け負った工事の各構成員の施工実績[工事金額]については、共同企業体の工事金額に各構成員の出資比率を乗じて得た金額を施工実績として扱う。	元請けとして請け負い、平成21年4月1日から当該工事の入札参加資格申請締切日までに完成している工事。 ※個別事項2を参照
1-4-2 工事成績 当該業種での工事成績 評定点の平均点 (企業)	山梨県発注工事における当該工事と同一業種(建設業法第2条第1項に掲げる業種)の工事成績評定点の平均点(小数点以下切り捨て)。 なお、共同企業体で実施した工事成績も対象とする。 ただし、評価対象は、山梨県電子入札システムにより発注した工事に限る。(紙入札により発注した工事は除く。)	過去2ヶ年度に完成したもの及び当該年度においては当該工事の公告日の前々月末までに完成している工事 ※個別事項2を参照
1-4-3 優良工事表彰等	・山梨県が実施する「住みよい県土建設週間」における知事表彰で優良工事表彰の受賞の有無 ・優良工事の評価要件を満たす対象工事の有無 ・工種は問わない	過去3ヶ年度及び当該年度(当該年度は当該工事の入札参加資格申請締切日以前に受賞した場合) 優良工事の評価要件を満たす対象工事は、※個別事項1を参照
1-4-4 事故及び不誠実な行為	山梨県による指名停止期間の有無 ※複数回、指名停止措置を受けた場合は、その合計月数とし、指名停止期間が評価対象期間に1日でも含まれる場合は全ての期間を対象とする。	当該工事の公告日を含む過去1年間の期間
1-4-5 ISO認証取得状況	公告日時点での認証取得している場合に評価する。なお、登録範囲に対象工事の内容を含んでいるものとする。	当該工事の公告日時点
1-5-1 ICT施工技術の活用	本工事において、山梨県各局局で別に定める「ICT活用工事試行要領」等に基づき、下記(※個別事項4)に掲げる施工プロセスのうち②④⑤を必ず含むことにより、ICT施工技術を活用することを宣言した企業を評価する。 ただし、評価対象は、ICT施工技術の活用を「受注者希望型」として公告する工事に限る。(「発注者指定型」として公告する工事等は除く。)	[技術評価様式27]による申請時点 ※個別事項4を参照
2-1-1 近隣地域での施工実績 (企業)	「公告個別事項」に示す工事の地域における施工実績	平成21年4月1日から当該工事の入札参加資格申請締切日までに完成している工事。なお、共同企業体の構成員の場合は出資比率が20%以上のものに限る。 ※個別事項2を参照
2-1-2 近隣地域での施工実績 (配置予定技術者)	「公告個別事項」に示す工事の地域における施工実績	平成21年4月1日から当該工事の入札参加資格申請締切日までに完成している工事。なお、共同企業体の構成員の場合は出資比率が20%以上のものに限る。 ※個別事項2を参照
2-1-3(1) 本店所在地 ※入札参加資格業種が「土木一式工事」以外の場合	「公告個別事項」に示す評価基準	
2-1-3(2) 本店所在地 ※入札参加資格業種が「土木一式工事」の場合	「公告個別事項」に示す評価基準	
2-2-1 災害協定等の締結	山梨県地域防災計画に基づく各種協定の有無 ただし、「災害時の広域応援業務に関する協定」(広域応援)は除く	当該工事の入札参加申請締切日が締結した協定の有効期間中であるものを対象とする。
2-2-2 災害時の広域応援業務に関する協定の締結 (広域応援)	災害時の広域応援業務に関しての協定締結の有無 (県土整備部・林政部)	当該工事の入札参加申請締切日が締結した協定の有効期間中であるものを対象とする。

2-2-3	家畜伝染病における防疫対策業務に関する協定の締結(防疫対策協定)	家畜伝染病における防疫対策業務に関する協定の締結の有無(農政部のみ)	当該工事の入札参加申請締切日が締結した協定の有効期間中であるものを対象とする。
2-2-4	土木施設等緊急維持修繕業務委託の実績	・山梨県が発注した土木施設等緊急維持修繕業務(発注者の指示に基づいて緊急的な対応を行う業務)の受注実績の有無 ・対象施設 県が管理する道路(国道、県道、林道)、河川・砂防施設、公園施設、下水道施設等で一般の利用に供している施設とする。	過去5ヶ年度及び当該年度(当該年度については当該工事の入札参加申請締切日より前に契約済みの業務)
2-2-5	道路除雪業務委託の実績	・山梨県が発注した道路除雪(除雪、排雪または運搬)業務の受注実績の有無 ・対象施設 県が管理する道路(国道、県道、林道)で一般の利用に供している施設とする。	過去5ヶ年度及び当該年度(当該年度については当該工事の入札参加申請締切日より前に契約済みの業務)
2-2-6 2-2-7	耕作放棄地等の解消その他の地域貢献	各技術評価様式の記載内容による(林政部、農政部)	
2-3-1	若手技術者の育成	・若手技術者は公告日が属する年度において35歳以下の者とし、国家資格を有する者「2点」、有しない者「1点」とする。	当該工事の公告日が属する年度の4月1日以降に35歳となる者は対象外
2-3-2	技能者の登録	・建設キャリアアップシステムへ企業と技能者の登録の有無 ・技術評価様式の記載内容による ・下請は対象外 ・ただし、技能者の雇用が無い企業は、【技術評価様式23】の注意事項等の記載の定めによる「企業の登録のみ」の申請があった場合に限り、評価する。	当該工事の入札参加資格申請締切日までに登録済みであれば評価
2-3-3	新規雇用の実績	・学校を卒業後3年以内に採用し、雇用期間が2年以上5年未満の雇用実績を評価する。	当該工事の入札参加申請締切日時点で評価
3	県内下請企業の活用	「公告個別事項1」に示す評価基準	

※個別事項1

- ・優良工事の評価要件を満たす対象工事
＜注1＞の規定にかかわらず次のとおりとする。
【1点加点対象】
下記の【評価要件】を満たす工事実績があった場合には、評価点1点を与えるものとする。なお、工種は問わないものとする。

【評価要件】

次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める条件に全て該当すること。

1) 入札参加締め切り日が当該年度の4月1日から当該年度の優良工事表彰の日の前日までの間の場合

- ① 当該年度の3ヶ年前の年度から当該年度までの間のいずれかの年度において表彰された実績がないこと。
- ② 当該業者が当該年度の前年度の優良工事表彰の日時点において、山梨県内に本店又は建設業法上の許可に基づく支店・営業所を有する者であること。
- ③ 当該業者が、当該年度の前々年度の優良工事表彰の日から入札参加締め切り日までの期間において、重大な欠陥を有する工事を施工したことがない者であること。
- ④ 当該年度の当該年度の3ヶ年前の年度の優良工事表彰の日から入札参加締め切り日までの期間において、人身事故・関係法令違反等により指名停止を受けたことがない者であること。
- ⑤ 当該年度の前々年度に完成、引き渡し済の全ての県発注工事を対象とし、工事成績評定点が80点以上の工事実績があり、かつ工事成績評定の平均点が70点以上で65点未満の工事の実績がないこと。

2) 入札参加締め切り日が当該年度の優良工事表彰の日から3月31日までの間の場合

(下記のいずれかの場合の条件に全て該当すること。)

【当該年度の前年度の優良工事表彰の日を評価基準日とする場合(CASE1)】

- ① 当該年度の3ヶ年前の年度から当該年度までの間のいずれかの年度において表彰された実績がないこと。
かつ、上記2)の②から⑤の全ての条件に該当すること。

【当該年度の優良工事表彰の日を評価基準日とする場合(CASE2)】

- ① 当該年度の3ヶ年前の年度から当該年度までの間のいずれかの年度において表彰された実績がないこと。
- ② 当該業者が当該年度の優良工事表彰の日時点において、山梨県内に本店又は建設業法上の許可に基づく支店・営業所を有する者であること。
- ③ 当該業者が、当該年度の前年度の優良工事表彰の日から入札参加締め切り日までの期間において、重大な欠陥を有する工事を施工したことがない者であること。
- ④ 当該年度の当該年度の前々年度の優良工事表彰の日から入札参加締め切り日までの期間において、人身事故・関係法令違反等により指名停止を受けたことがない者であること。
- ⑤ 当該年度の前年度に完成、引き渡し済の全ての県発注工事を対象とし、工事成績評定点が80点以上の工事実績があり、かつ工事成績評定の平均点が70点以上で65点未満の工事の実績がないこと。

※ 上記における「当該年度」とは、入札参加締め切り日がその日の属する年度をいう。

※ 上記における「工事成績評定点が80点」とは、工事成績評定通知書別表1(※)端数処理前の評定点合計の数値の小数点以下を切り捨てた数値とする。

また、「65点」、「70点」とは、工事成績評定通知書4成績評定①評定点の数値とする。

※個別事項2

- ・評価対象期間に法人名の変更または吸収・合併・分割等により旧法人の地位を承継している場合は、その年月日及び旧法人名等の概要が判る書類を添付すること。

※個別事項3

- ・継続教育(CPD)の評価は、配置予定技術者の学習履歴について、建設系資格認定団体の証明書の写しを求め、「当該団体の推奨単位以上を取得している。」及び「公告日から過去一年以内に証明期間の一部が含まれていること。」の証明がある場合について評価する。
証明期間は、証明書に記載された「取得期間」または「証明期間」とし、年単位で評価する。証明期間に端数がある場合は切り上げて評価し、切り上げ後の証明期間年数で単純平均して取得単位を算出する。また、年間または数年間の推奨単位が記載されている場合は、いずれかが満足していれば評価する。(CPD評価対象期間の事例参照)

【CPD評価対象期間の事例】

推奨単位：50単位／年の場合

		過去1年間	公告日	評価単位	評価
ケース①	証明期間：1年間 取得単位：60単位	証明書発行日		60単位／年	加点する
ケース②	証明期間：1年間 取得単位：60単位	証明書発行日		60単位／年	加点する
ケース③	証明期間：1年間 取得単位：60単位	証明書発行日		0単位／年	加点しない
ケース④	証明期間：1年間 取得単位：60単位	証明書発行日		0単位／年	加点しない
ケース⑤	証明期間：2年間 取得単位：120単位	証明書発行日		60単位／年	加点する
ケース⑥	証明期間：1年間3ヶ月 取得単位：80単位	証明書発行日		40単位／年	加点しない

ケース⑥の証明期間が1年間3ヶ月の証明書は、2年間の証明書として評価する。

・建設系CPDプログラム：構成団体のCPD制度概要

(五十音順) 令和元年6月現在

NO.	学協会名称	推奨獲得 CPD単位(/年)	CPD証明書		継続教育学習制度	HPアドレス
			有無	内容		
1	(公社) 空気調和・衛生工学会	50	有	単位数・時期	建設系CPDプログラム(CPD)	http://www.shingai.or.jp/
2	(一財) 建設業振興基金	12	有	単位数・時期・明細	建設施工管理CPD制度	http://www.kensetsu.or.jp/
3	(一社) 建設コンサルタント協会	50	有	単位数・時期	建設コンサルタント協会CPD制度	http://www.jksc.or.jp/
4	(一社) 交通工学研究会	50 (200/4年)	有	単位数・時期	TOP/IOE資格制度	http://www.ktr.or.jp/
5	(公社) 地盤工学会	50	有	単位数・時期	G-CPD制度	http://www.jksc.or.jp/
6	(公社) 森林・自然環境技術教育研究センター	20	有	単位数・時期・明細	JAFEE森林分野CPD制度	http://www.jksc.or.jp/
7	(公社) 全国上下水道コンサルタント協会	50	有	単位数・時期	上下水道技術者CPD	http://www.jksc.or.jp/
8	(一社) 全国測量設計業協会連合会	20	有	単位数・時期	設計CPD	http://www.jksc.or.jp/
9	(一社) 全国土木施工管理技士会連合会	20	有	単位数・時期・明細	継続学習制度(CPD)	http://www.jksc.or.jp/
10	(一社) 全日本建設技術協会	25	有	単位数・時期・明細	全建CPD(継続教育)制度	http://www.jksc.or.jp/
11	土質・地質技術者生涯学習協議会	50 (250/5年)	有	単位数・時期	地質・土質関連CPD制度	http://www.jksc.or.jp/
12	(公社) 土木学会	50 (250/5年)	有	単位数・時期	土木学会継続教育(CPD)制度	http://www.jksc.or.jp/
13	(一社) 日本環境アセスメント協会	50 (250/5年)	有	単位数・時期	JEAS-CPD制度	http://www.jksc.or.jp/
14	(公社) 日本技術士会	50 (150/3年)	有	単位数・時期	技術士CPD	http://www.jksc.or.jp/
15	(公社) 日本建築士会連合会	12	有	単位数・時期・明細	建築士会継続教育(CPD)制度	http://www.jksc.or.jp/
16	(公社) 日本コンクリート工学会	推奨値なし	—	—	(登録を受けていない)	http://www.jksc.or.jp/
17	(公社) 日本造園学会	50	有	単位数・時期	造園CPD(継続教育)	http://www.jksc.or.jp/
18	(公社) 日本都市計画学会	50	有	単位数・時期	都市計画CPD	http://www.jksc.or.jp/
19	(公社) 農業農村工学会	50	有	単位数・時期	農業土木技術者継続教育(CPD)	http://www.jksc.or.jp/

・建築CPD(継続能力/職能開発)情報提供制度

団体名	推奨時間数	継続教育学習制度	HPアドレス
(公社) 日本建築士会連合会	1.2 認定時間／年	建築士会継続教育(CPD)制度	http://www.jksc.or.jp/
(一社) 日本建築士事務所協会連合会		(登録を受けていない)	http://www.jksc.or.jp/
(公社) 日本建築家協会		継続職能研修(CPD)制度	http://www.jksc.or.jp/
(一社) 日本建築業連合会		(登録を受けていない)	http://www.jksc.or.jp/
(一社) 日本建築学会		土木建築等(第1種)継続教育(CPD)	http://www.jksc.or.jp/
建築設備関係団体CPD協議会の参加団体			
(公社) 空気調和・衛生工学会、(一社) 建築設備技術者協会、		建築設備関係(CPD)	http://www.jksc.or.jp/
(一社) 電気設備学会、(一社) 日本設計事務所協会、		建築設備士CPD(継続職能開発)	http://www.jksc.or.jp/
(公社) 建築技術教育普及センター		建築設備士CPD(継続教育)制度	http://www.jksc.or.jp/
(一社) 日本建築構造技術者協会			http://www.jksc.or.jp/
(一財) 建設業振興基金		建設施工管理技士CPD制度	http://www.jksc.or.jp/
(公社) 建築技術教育普及センター		建築CPD情報提供制度	http://www.jksc.or.jp/

※推奨獲得CPD単位・時間数については、最新の情報を確認すること。

(公社) 日本建築士会連合会から認定された講習会を受けることを認められた(一社) 山梨県管工事協会が(公社) 日本建築士会連合会の単位認定の講習を受講し12単位(1年間)を取得した場合、評価対象とする。

※個別事項4

山梨県各部署で別に定める「ICT活用工事試行要領」等に基づく、施工プロセスは次のとおりとする。

1 施工プロセス

建設現場における生産性向上のため、下記に掲げる①から⑤の全ての施工プロセスでICT施工技術を活用することをICT活用工事(標準実施型)とし、②④⑤の施工プロセスを義務付けながら、①③の施工プロセスについて、受注者の希望によりICT施工技術の活用を選択し、部分的に活用する工事をICT活用工事(簡易型)とする。ただし、国土交通省が定める「ICTの全面的な活用の推進に関する実施方針」における最新の要領に施工プロセスの該当がない場合は、当該プロセスの実施は必要ないものとする。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

参考＜同種工事の範囲＞

2013コリンズ工種、工法・型式一覧

1 道路工事	道路改良工事、林道工事、農道工事、歩道設置工事、落石防止工事、コンクリート構造物工事、道路付属施設工事、構造物撤去工事、橋梁工事等
2 河川・砂防工事	築堤工事、護岸工事、堤固・水制工事、床止工事(落差工、帯工)、堰(頭首工を含む)・水門工事、樋門・樋管工事、砂防ダム工事、地滑り防止工事、急傾斜地崩壊対策工事、治山ダム工事、流路工事、山腹工事、用排水路工事、畑地かんがい工事等

別紙

発注機関一覧表

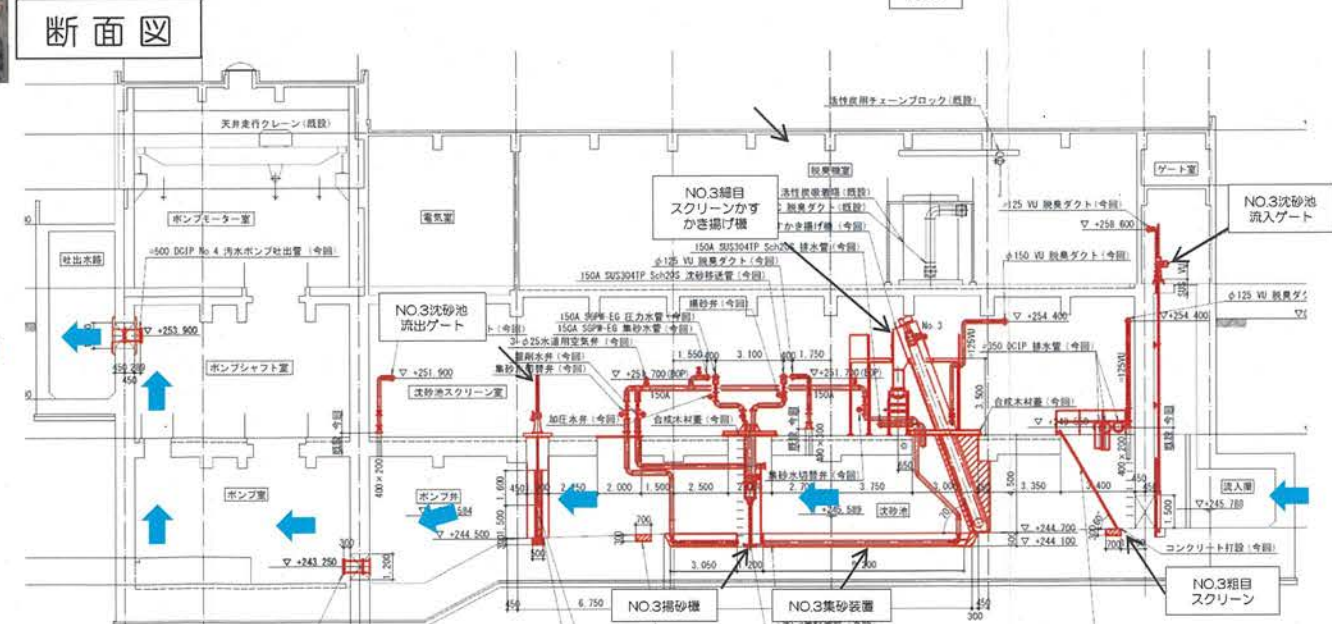
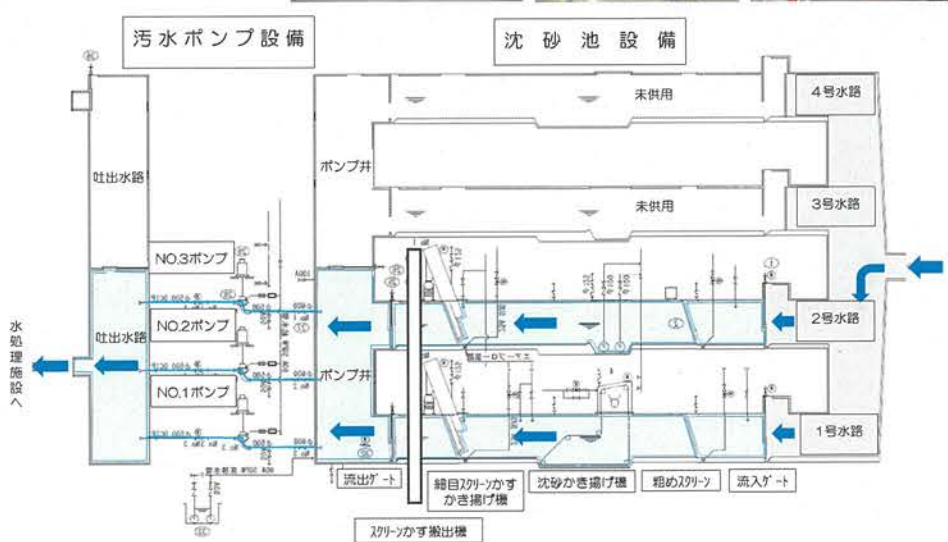
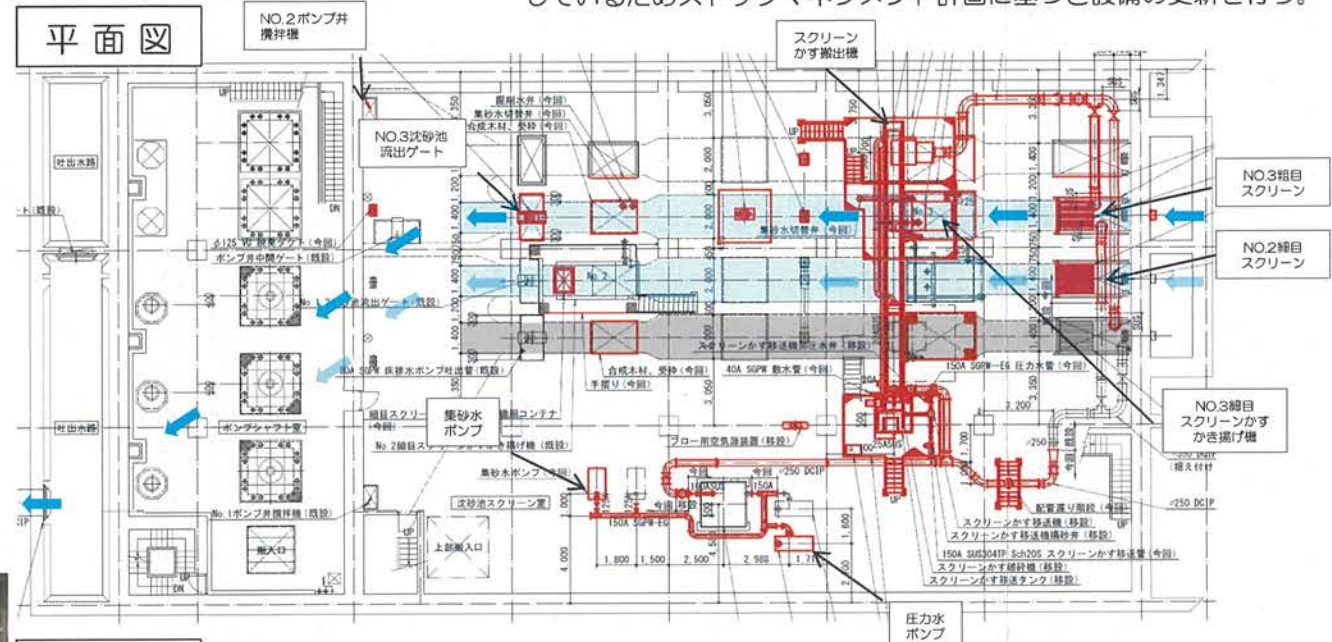
機 関 等	内 訳
山梨県	(企業局を含む)
国機関	国土交通省 内閣府 防衛省(庁) 農林水産省 文部科学省 その他中央省庁 (環境省、厚生労働省、経済産業省、総務省、その他)
都道府県	山梨県以外の都道府県(政令指定都市を含む)
独立行政法人	
市町村	
公営企業等	(山梨県道路公社等、地方公社を含む)
事業団	日本下水道事業団
民間	高速道路株式会社 電力 ガス 電話会社 JR、私鉄、地下鉄 石油備蓄会社

治水課-24-0030 峡東浄化センター沈砂池設備更新機械工事（一部債務）

事業名	工事名	箇所名	工期	金額	概要													
峡東流域 下水道 建設費	峡東浄化セン ター沈砂池設備 更新機械工事 (一部債)	笛吹市東 油川地内	R6.12.23 ～ R9.3.15	469百万 円	No.3沈砂池流入ゲート 1門													
					No.3沈砂池流出ゲート 1門													
					No.3粗目スクリーン 1基													
					No.2細目スクリーン 1基													
					No.3細目スクリーンかすき揚げ機 1台													
		スクリーンかす搬出機 1台																
		No.3集砂装置 1池																
		No.3揚砂機 1基																
		集砂水ポンプ 1台																
		圧力水ポンプ 1台																
		No.2ポンプ井攪拌機 1台																
		圧力水切替弁 2台																



今回工事で対象となる設備は設置後31年（耐用年数：15年）が経過しているためストックマネジメント計画に基づき設備の更新を行う。



抽 出 事 案 説 明 書

部局名 県土整備部

事務所名 中北建設事務所峡北支所

入札方式	一般競争入札（総合評価落札方式）（事後審査）
工事名	（一）武田八幡神社線武田橋補修工事（一部債務）（余フ）
契約番号	中北建設事－２４－０３５５
工事概要	橋梁保全工事（Ａ１～Ｐ２） 橋面防水工Ａ＝４６６㎡、伸縮装置取替工Ｌ＝６９．０ｍ、 支承補修工Ｎ＝１２基、ひび割れ注入一式 予定価格 ６０，７７５，０００円（消費税含む）
入札参加資格	○本店所在地・・・中北建設事務所管内 ○競争入札参加資格・・・土木工事業 Ａ又はＢ ○企業の施工実績・・・１千８百万円以上の道路工事 ただし、元請として請負い平成２１年４月１日から入札参加資格締切日までに完成している工事。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が２０％以上の場合のものとし、企業体の施工実績を各企業の施工実績として扱う。 ○配置予定技術者の資格・・・不要
入札参加資格設定の経緯及び理由	・ 予定価格が５，０００万円以上１億円未満であることから、予定価格と工事難易度より、「総合評価落札方式特別簡易型（Ⅰ）」での一般競争入札とした。 ・ 本店所在地は、予定価格が２，０００万円以上８，０００万円未満であることから中北建設事務所管内とし、参加資格を土木一式Ａ又はＢとした。 ・ 企業の施工実績は、予定価格の３割程度である請負金額１，８００万円以上の道路工事とした。 ・ 予定価格が８，０００万円未満であることから、配置予定技術者の資格を不要とした。
入札参加業者数	応札可能業者 ９９者 参加業者 １者、応札業者 １者